

## 福島県エネルギー政策検討会『幹事会』について

### 1 幹事会の目的

幹事会は、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方の取りまとめに関する簡易な事項について協議調整する。（要綱第5条）

### 2 幹事会の改組

○幹事会の目的である事案調整機能を強化するため、構成員について改組を行う。

○幹事会の構成員を、企画調整部長、生活環境部長、総務部政策監、企画調整部政策監、生活環境部政策監、保健福祉部政策監、商工労働部政策監、農林水産部政策監、土木部政策監、出納局次長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、警察本部総務監、文化スポーツ局次長、観光交流局次長、企画調整部次長（地域づくり担当）、生活環境部次長（県民安全担当）、エネルギー課長、原子力安全対策課長とする。

○幹事長に企画調整部長、副幹事長に生活環境部長をあてる。